

政策Ⅲ－１－（３）－①

金融インフラ等の国際化への対応

1. 目標等

達成すべき目標	アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	アジアにおいて我が国金融機関および市場がそのプレゼンスに応じた一定の役割を果たしていくことは、アジアにおける金融サービスの選択肢の増加・利便性の向上ならびに、域内分業の深化等を金融面でサポートすることにつながり、アジア経済全体の安定的な成長に寄与するものと考えられる。 【根拠】金融改革プログラム（平成16年12月）
測定指標	主要行のアジア向け与信残高（B I S統計）

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① アジア金融資本市場及びわが国市場の発展に向けた取組み
参考指標	① 発展に向けた取組み状況

3. 政策の内容

アジアの金融資本市場の健全な発展は、我が国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としての我が国金融・資本市場及び金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められているため、我が国金融市場をアジアの金融拠点にするための方策について、関係者との共同研究を行い、平成18年6月にアジア金融資本市場及びわが国市場の実態、並びに今後の課題についての論点整理を公表しました。同論点整理に基づき、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化や、官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換、我が国市場の利便性の向上などに引き続き取り組みました。

4. 現状分析及び外部要因

我が国の金融システムを巡る局面は、不良債権問題への「緊急対応」から、将来の望ましい金融システムを目指す「未来志向」へと転換する節目を迎えており、我が国金融・資本市場及びわが国金融機関が、アジアの金融拠点としてより大きな役割を果

たしていくことが求められています。金融庁は金融改革プログラム（16年12月）において、「国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化」を施策の一つとしており、本施策もその一環と位置付けられています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 日本の金融・資本市場の利便性の向上に向けた取り組み

「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を向上させていく観点から、法制度面に限らず、人材、専門サービス、インフラ等を含め幅広く検討を行うため、19年1月に、金融審議会金融分科会に「我が国金融・資本市場の国際化のためのスタディグループ」を設置しました。そして、18事務年度内に全14回の会合を重ね、19年6月に「中間論点整理（第1次）」を公表しました。

② アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

近年、経済・金融面での関係が深化している中国の金融監督当局との対話の強化に取り組み、政策対話を実施（18年11月）し、金融担当大臣の訪中（18年12月）によるトップ同士の会談を通じ二国間対話の定期化などに合意したほか、政務官の訪中（19年5月）を通じ、市場関係者との意見交換も行いました。

また、日韓金融協議（18年12月）など定例・随時の二国間協議を実施しました。

さらに、日中韓金融監督協力セミナーを東京で開催し、日中韓の金融監督当局の実務レベルと研究機関が三ヶ国に共通する金融監督上の課題について意見交換を行う機会を設けたほか、我が国のバーゼルⅡ導入に関し、多くの邦銀の海外拠点が設置されているアジアを中心とした各国当局への説明会を行うなど、引き続き、多様なレベルでアジアの監督当局との情報交換・連携強化に取り組みました。

③ 「アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究」研究会の開催

本研究は、金融庁内に有識者からなる研究会を設けるとともに、日本貿易振興機構アジア経済研究所に海外調査を含め委託し、18年11月から19年3月まで5回の研究会を実施し、アジアでの金融業の規制における市場原理の導入と競争促進的な政策の方向性にかかる現状と今後の課題について、報告書を取りまとめました。

(2) 評価

我が国金融機関が不良債権問題から脱却し、本格的にアジア業務に目を向けつつある中（我が国金融機関のアジア向け与信残高は、2005年末の75,979億ドルから2006年末に92,928億ドルへ増加）、アジアの監督当局との情報交換ならびに連携の

強化は、相互に進出している金融機関の活動環境の整備や、我が国金融・資本市場の機能強化の進展にかかる理解の向上を通じ、我が国がアジアの拠点として機能するために重要な取組みであったと考えています。

また、アジア金融危機において顕在化した、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流するという不安定な資金循環構造の解決が、依然としてアジア共通の課題となっていることから、日本とアジアの金融資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能向上を図り、当局間の連携を強化していくことが有効と考えています。

6. 今後の課題

引き続き、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化や、官民双方の取組みに関する論点についての金融業界との意見交換、我が国金融・資本市場の利便性の向上などに取り組む必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

アジア金融資本市場及び我が国市場の発展に向けて取組み、一定の成果が上がっているものの、我が国金融・資本市場の国際化に向けて更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおける検討資料
- ・ アジア金融監督との協議等の状況

10. 担当課室名

総務企画局総務課国際室